

特定地域づくり事業協同組合制度の概要及び 認定状況について

令和3年12月10日

総務省自治行政局地域力創造グループ

地域自立応援課地域振興室

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R4概算要求額 5.0億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

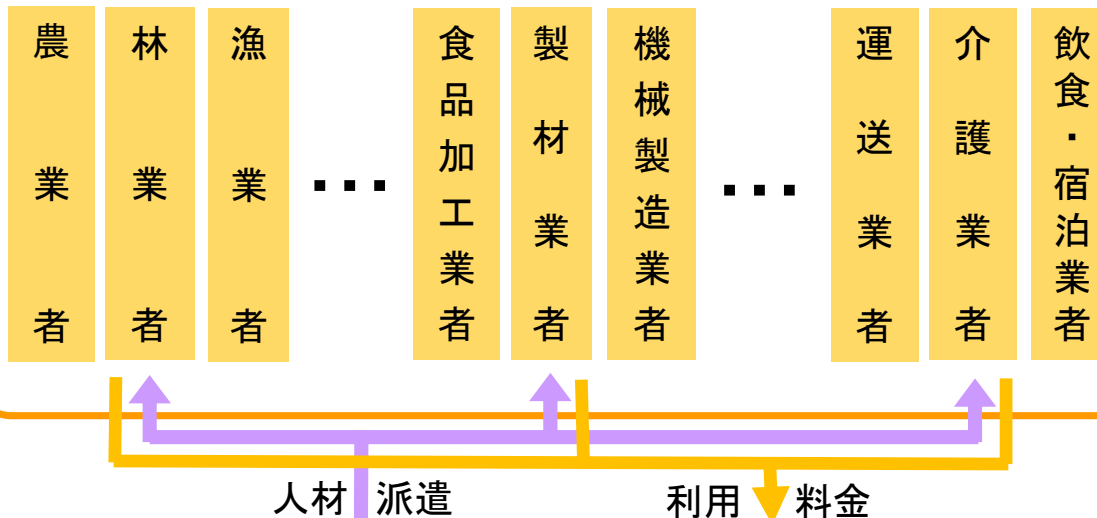
人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

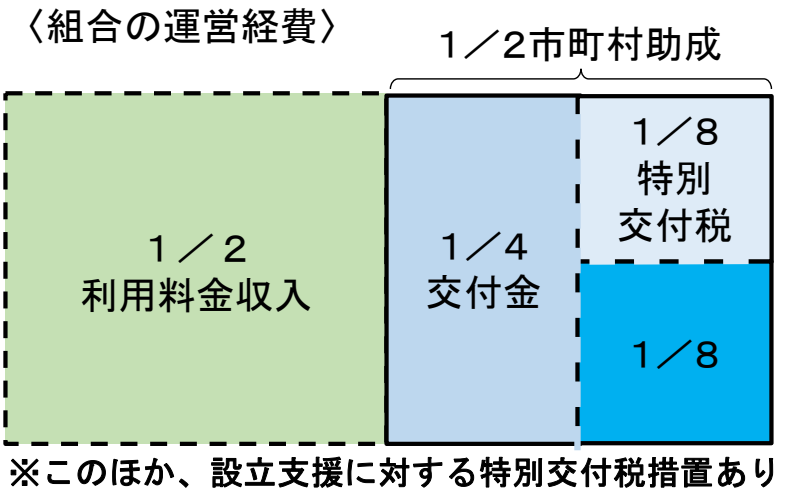
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

特定地域づくり事業協同組合員



市 町 村



財政
支援

認定

都道府県

情報提供
助言、援助

特定地域づくり事業協同組合
地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5～10月



飲食業

11～3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

創意工夫により様々な活用が可能

特定地域づくり事業協同組合 設立のプロセス

① 事前準備 (事業者・市町村・関係事業者 団体間の相談・調整)	●活動地区が人口急減地域であることの確認 ●次の事項について、関係者間の調整及び支援が見込めることの確認 ・組合員となる事業者の確保 ・派遣職員となる労働者の確保 ・事務局職員や事務局スペースの確保 ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等		
② 事業計画(案)の作成	次の事項について案の作成 ・組合の経理的基礎の見通し(組合員からの出資、市町村からの財政支援) ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援 等		
③ 関係機関への事前相談	・都道府県・都道府県中小企業団体中央会:下記④ 事業協同組合の設立認可手続について ・都道府県:下記⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続について(交付金申請についても同時に相談) ・都道府県労働局:下記⑥ 労働者派遣事業の届出について ※ 事業計画(案)の作成と関係機関への事前相談は、並行して進めることで、事業計画の具体化が可能となり、円滑な立上げにつながります。		
④ 事業協同組合の設立認可手続	発起人の選定(4事業者以上)、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記		
⑤ 特定地域づくり事業協同組合の認定手続	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">認定基準</td><td style="padding: 5px;"> 都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること </td></tr> </table>	認定基準	都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること
認定基準	都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定 1) 人口急減地域であって、自然的経済的社会的条件からみて一体であり、支援が必要な地区であること 2) 特定地域づくり事業の適正な実施が可能であり、職員の就業条件に十分に配慮されていること 3) 地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること 4) 経理的及び技術的な基礎を有すること(労働者派遣法の許可基準を参酌) 5) 組合・関係事業者団体・市町村との間の十分な連携協力体制が構築されていること		
⑥ 労働者派遣事業の届出	都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理 ※ 届出により労働者派遣事業を実施できるのは、全ての派遣労働者が無期雇用職員である場合に限られます。		

事業開始 (事業開始前に交付金の交付決定が必要です)

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R3. 11. 24現在）①

	都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な派遣先（業種）
1	北海道	下川町	下川事業協同組合	R3. 2. 22	小売業、農林業
2	青森県	南部町	人材サポートなんぶ協同組合	R3. 5. 21	農業
3	秋田県	東成瀬村	東成瀬村地域づくり事業協同組合	R2. 12. 17	農業、林業、食品製造業、宿泊業、スキー場、 児童福祉事業、生活関連サービス業
4	山形県	小国町	おぐにマルチワーク事業協同組合	R3. 11. 11	農業、宿泊業、スキー場、金属製品製造業、 酒類製造業、燃料小売業
5	福島県	金山町	奥会津かねやま福業協同組合	R3. 5. 25	小売業、飲食業、宿泊業、 ガソリンスタンド、キャンプ場、食料品製造業
6	新潟県	粟島浦村	粟島浦地域づくり協同組合	R3. 10. 29	漁業、介護業、観光業、旅客海運業、宿泊業
7	長野県	生坂村	生坂村特定地域づくり事業協同組合	R3. 8. 3	農業、介護事業、建設事務
8		小谷村	おたり地域づくり協同組合	R3. 11. 24	宿泊業、飲食業、小売業、総合工事業、林業
9	奈良県	川上村	事業協同組合かわかみワーク	R3. 2. 26	林業、観光業、介護事業、家具製造業、 金属加工業、小売業
10	鳥取県	若桜町	若桜町特定地域づくり事業協同組合	R3. 10. 21	農業、林業、宿泊業、旅客運送業
11		智頭町	智頭町複業協同組合	R3. 6. 30	林業、飲食料品小売業、燃料小売業、保育所、 飲食店、観光業
12		日野町	日野町未来づくり事業協同組合	R3. 4. 1	農業、林業
13	島根県	浜田市	協同組合 Biz. Coop. はまだ	R3. 1. 12	児童福祉事業、障害者福祉事業、老人福祉事業、 音楽興行活動
14		安来市	安来市特定地域づくり事業協同組合	R3. 2. 22	農業、小売業
15		奥出雲町	奥出雲町特定地域づくり事業協同組合	R3. 3. 30	農業、観光業、小売業、宿泊業
16		飯南町	飯南町地域づくり協同組合	R3. 10. 1	農業、宿泊業、窯業・土石製造業、飲食店、 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
17		津和野町	津和野町特定地域づくり事業協同組合	R3. 3. 30	酒類製造業、農業
18		海士町	海士町複業協同組合	R2. 12. 4	食品加工業、漁業、宿泊・飲食・観光業、 教育・研修・物販

特定地域づくり事業協同組合認定一覧（R3. 11. 24現在）②

	都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な派遣先（業種）
19	徳島県	三好市	三好市特定地域づくり事業協同組合	R3. 6. 29	情報処理業、不動産営業、接客業、林業、印刷業
20	佐賀県	唐津市	人材バンク唐津協同組合	R3. 8. 27	不動産業、デザイン業、飲食業、農業
21		みやき町	みやき町三根校区 特定地域づくり事業協同組合	R3. 3. 30	社会福祉・介護事業、飲食料品卸売業、 ゴルフ場、持ち帰り・配達飲食サービス業
22	長崎県	壱岐市	壱岐市農業支援事業協同組合	R3. 10. 21	農業
23		五島市	五島市地域づくり事業協同組合	R3. 3. 12	食品製造業、水産加工業、農業、建築材料卸売業、 燃料小売業、介護事業、ガソリンスタンド、風力発電メンテナンス
24	熊本県	五木村	五木村複業協同組合	R3. 9. 30	食料品加工業、農業、建設事務、介護業、サービス業
25	鹿児島県	和泊町 知名町	えらぶ島づくり事業協同組合	R3. 5. 25	農業、食料品製造業、一般診療所、 老人福祉・介護事業、宿泊業、総合スーパー